

保健医療計画（8期）における機能別医療機関選定要件（案）

○ がん診療機能を担う医療機関（がん診療連携拠点病院等以外）

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関をがんの診療機能を担う医療機関（がん診療連携拠点病院等以外）として位置づけた。

〈選定要件〉

- ①関係する診療ガイドラインに即した診療ができること
- ②血液検査、画像検査（エックス線検査、C T、MR I、核医学検査、超音波検査、内視鏡）及び病理検査等の、診断・治療に必要な検査が実施可能であること（他の医療機関と協力して確実に実施できる場合を含む）
- ③画像診断や病理診断等が実施可能であること（他の医療機関と協力して確実に実施できる場合を含む）
- ④患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び薬物療法又はこれらを組み合わせた集学的治療等が実施可能であること（他の医療機関と協力して確実に実施できる場合を含む）
- ⑤がんと診断された時から患者とその家族等に対して全人的な緩和ケアを実施できること